

令和5年10月2日

○鈴木ひでし委員

私からは今、安全・安心の話があったので、それに引き続いてなんですが、今年の3月17日に文科省から、既に皆さん御存じのとおり、今年の3月3日には17歳の少年が、埼玉県だったでしょうか、刃物を持って人を切りつけるというような事件があった。そして7月にはまた軽トラックが、宮城県だったですか、児童が4人負傷されたというような事件があった。これに対して文科省から、具体的には各市町村も含めた県のほうには、市町村の学校の安全・安心というものについてしっかり対応しなさいということでもって通知が出ていると承知しています。現在、危機管理マニュアル、そしてそれ以外に防犯カメラ、そしてオートロック、警察への直接通報、この三つ、あるかと思うんですけども、この状況はどうなっていますか。

○保健体育課長

県内の市町村立学校及び幼稚園1,116校のうち、1,094校が危機管理マニュアルを作成して提出をしております。県立学校につきましては、全校で全て作成されているという状況でございます。

このマニュアルの中で防犯対策を記載している学校は1,060校、さらに3段階のチェック体制、こちらについて記載している学校は787校でございます。

○鈴木ひでし委員

今の中で約300近いところがまだだということですが、これについて掌握して、なおかつこれは何が問題になっているのか、何が問題で300近くというのはいまだにこういうようなことで、中には、市町村の中には、既に国の補助金は要らないという中에서도御自分のところで対応されていらっしゃる場所もある。こういうような状況下の中で、これはもし万が一、何か300校の中であつたならば、これは県としての責任だとしてしっかり取らなければならないと思いますよ。どうして残りの300近くも、いまだに入れてないのか。

○保健体育課長

委員もお話しされておりましたとおり、こういったチェック体制は、全ての学校でしっかり実施すべきものであるというふうに考えております。しかし、実施できていない学校への対応については、基本的には学校設置者である市町村教育委員会が指導し、対策を講ずるべきものであるというふうに考えております。

県教育委員会といたしましては、危機管理マニュアルの調査時、また、侵入事案の発生時などの機会を捉えて、こういった3段階チェックの実施について、市町村教育委員会にしっかりと促してまいりたいというふうに考えております。

○鈴木ひでし委員

課長さん、そんな答弁ってないんじゃないの。私が聞いているのは、なぜなんだと聞いているんですよ、300近く。そんな、危機管理マニュアルがあつて、それが現実になんてなっているのかという、それは三つありますよ、ハードとしては、それはこういうことはできています、こういうことはできていませんと

というのは、そもそも都道府県の教育委員会へ文科省から来ているのに、あなた方がこういうふうなことをしてないということ自体というのは、もし何か起こったときには私は知りませんでした、現場では危機管理マニュアルはありますけれどもというふうになったとき、どう責任を取るの、これ。

○保健体育課長

ただいま、私どもでマニュアルの調査をした際の数をお話しさせていただきましたが、文部科学省が令和元年度に実施した調査によりますと、政令市を除く市町村立学校等では、538校中424校で防犯カメラが既に実施済みであるということが調査としては出ておりました。

○鈴木ひでし委員

だから、それは分かりました。そうではなくて、残りの警察への直接通報と校門のオートロック等々というのはどうなっていますか。3点セットのことを聞いているんですが、時間がないのだから、答弁を直接くださいよ。

○保健体育課長

防犯システムに関する国の補助制度でございしますが、今年の3月と4月と7月に文部科学省から連絡がございました。県教育委員会といたしましては不審者事案の発生に関する注意喚起に合わせて、当該補助制度が令和5年度から7年度までの間、補助事業を拡充しているため、活用をしっかりと検討して、活用してくださいということをして市町村に呼びかけております。

○鈴木ひでし委員

それはもともとからそういうようなことは聞いているので、それでもまだできないというのは何でなんですかと私が聞いているの。お金の問題、その分析はどうなっているの、何の問題でそれは入れられないの。お金だったとしたら、それこそ私は、県からお金が直接出るとは言わないけれども、それなりの解決策というのはきちんと提示しなければいかんのではないのか、これ。課長、簡単に答弁しているけれども、もし万が一、同じようなことが神奈川県下であったときには、それ市町村ですよ、私は分かります。だけれども、このようなものはきちんと県として指導してやりなさいよと文科省から出ているでしょうとなっていたときには、これは県の責任は、私は重いと思うよ。

○保健体育課長

今、委員もお話しされておりましたとおり、このチェック体制は、しっかりと取り組んでいかなければいけないものと考えております。しかし、実施できていない学校への対応については、基本的には学校設置者である市町村教育委員会が指導し、対策を講ずるべきものと考えております。今後も市町村教育委員会の会議等で、改めて補助事業の活用などについて、しっかりと呼びかけていきたいというふうに考えております。

○鈴木ひでし委員

だから、結局あなた自体が要するに、まだ調査していないということなんでしょう。だから、はっきりそれを述べてくださいよ。

その中で、今後していきますからと、未来のことは聞いてない。私は、なぜ今時点で300近くのもの、大変な数ですよ、3分の1だもの。それがまだできてない。何でなんですかと聞いているんです。だから、それをしてないなら、

してないと答えればいいじゃないですか。なぜ答弁をさっきから時間を使って話しているのか、私に。全然、理解できないんだけども……分かりました、しっかりそのとおりやってください、よろしくお願いします。

その中で、私は二つ目に、さっきからICTを含めた端末の1人1台というものを実行してくださった。大変ありがたいことだと思います。ただ、これ、特別支援学校等々においては端末は、例えば設置がされた、だけれども、お一人お一人全部違うわけだよね。例えば、目の御不自由な、それこそそういう学校、平塚等々、また身体、知的全部違うわけでしょう。そうすると、こういったソフトウェアも、要するにインストール、予算、どのように使うということについては、どのように今、県の教育委員会としては把握しているの。

○特別支援教育課長

お一人お一人の状況に応じてソフトを活用していくというようなことが必要だということは、委員のおっしゃるとおりかというふうに住じます。一人一人作成される個別教育計画の目標達成に向けまして、1人1台専用端末を効果的に活用するために、生徒のニーズを丁寧に受け止めながら、保護者の皆さんと学校が連携して、学習に必要なアプリ等を検討してまいりたいというふうを考えます。その際に、高等部におきましては、学習に使うアプリにつきましても、もし有料のものが必要になりました場合には修学奨励費を活用することができますので、そうした活用もしてまいりたいというふうを考えております。

○鈴木ひでし委員

今、課長さん、答弁の中でもって、これは教員なの、学校の裁量なの、誰の裁量でもって、今おっしゃった有料というようなものは購入することができるんですか。

○特別支援教育課長

学校の中に、個別教育計画を作成していく中で保護者の方と、無料のアプリもたくさんございますけれども、無料のアプリ以外の有料のアプリが必要だというようなことについては、個別教育計画を作成する際に学校と保護者の方が連携、相談していく中で、必要に応じて修学奨励費を高等部につきましても活用していくというようなこともできるというふうを考えております。

○鈴木ひでし委員

それを課長さん、しっかり現場に落としとしてあげてくれないかな。これは私、こんな言い方いけないんだけど、学校の先生だって、ICTって、さっきから後ろの方もこうやりました、ああやりましたと言っているけれども、失礼ですけども、私の見た限りでは現場のスキルって全然違うと思うよ。例えば、Aという教員さんがいた、ソフトを使いこなして、いろんなことを教えて、こんなものもできますよとなっていた。だけれども、Bという方に例えば担任が代わった、そうしたときにソフトどころではない、今まではどうだったのという、そういう格差みたいなものがあってはならん。絶対に、私は端末だけやりましたよ、そうではないだろうって、逆に、特に支援学校等々においてはソフトウェアのインストールの権限と、そして購入する裁量というようなものはどこでどうなって、きちんとしたそういうルールというか基準というのがないと、せっかく導入してくださっても、そういう使い切れないまま現場の中にいるよ

うな気がしてしょうがないものですので、逆に私はそういう格差をなくすために、例えばソフトウェア等々、こういうものがありますよ、先ほど後ろのほうで事例集を出しているとかというお話があったけれども、あれでなくて、ソフトウェアの事例集、またそれをしっかり使うマニュアル、そういうようなものを県の教育委員会として作るべきだと思いますけれども、いかがですか。

○特別支援教育課長

今後、学校から、子供たちの個々の状況に応じてどのようなソフトを使っていくとどんな効果があったのかというような、そうした学習活動におけるICT機器の活用も含めた事例を収集いたしまして、活用の手引書等を作成したいと考えています。その手引書を各学校で共有し、そして校内での研修などで活用しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○鈴木ひでし委員

もう一つ聞かせてくださいな。そういう中で、私はすごくお願いしたいことは、単なる学校の共有とおっしゃるけれども、紙ベースではなくて、しっかり私は教育委員会として何らかのデータベースをきちっと持って、そこにアクセスするような時代を早くつくりたいと、ICT、ICTと言っているけれども、それに対して教育委員会そのもの自体がICTの一番便利なここなんだという事例に私はならんと思っているわけですよ。後ろの課長さんも一生懸命頑張ってくださいているんだろうけれども、私からすると、いろんなことを答弁するのは結構だけれども、形にしてくださいな、そういう一つの、例えば、ここにアクセスするとこういうものが出てくるというようなものもひとつ考えていただきたいと思っておりますけれども、これいかがですか。

○特別支援教育課長

委員おっしゃるとおり紙ベースではなくて、データとして誰もがアクセスできる、教員がアクセスできるという、そういうものが必要だというふうに私も考えておまして、各学校のクラウドの中で教員がアクセスできるような、そうしたことはできるかというふうに思いますので、工夫してまいりたいというふうに考えます。

○ICT推進担当課長

県立学校につきましては、教育委員会ネットワーク内に全員が見ることができるポータルサイトというのがございます。このポータルサイトに各課のサブサイトというのがございますので、ここに情報を掲載いたしますと全体が見えるような形になっておりますので、それを活用してまいりたいというふうに考えております。

○鈴木ひでし委員

私の今回の質問は一つ形になってよかったなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、私が今日はじっくり時間をかけて30分ほどやらせていただきたいのは、私、今回、この神奈川県教育委員会を出している教育ビジョンということを読ませてもらった。まあ、作りがむちゃくちゃだなと、いやいや本当に、私も何が書いてあるのか分からないということ、あともう一つは教育委員会の点検・評価、このひどさというのはめっちゃくちゃだよ、申し訳ないけれども。

私は先ほどのように、ICTの課長からポータルサイトがあると、私も知っていてわざわざ聞かせていただいたんだけど、まずは、先ほどから例えばクラウドについての学びやなんかあった。こういうのを見ている、そもそもが県民が、かながわ教育ビジョンなんていうものについて触れる機会があるのか。なぜかという、神奈川県ホームページを見てみると、どこからどこかへ行っていいか分からない。どこからこれを見て、とりあえず私は教育ビジョンと入れればいいけれども、分からない方からすると、どこから入っていいか分からないんだ、これ。せめて私は、神奈川県のページの中に、教育委員会が教育委員会ってバナーでも一つ作って見たら、そうしたらもっとアクセスができるし、いろんな対応ができると思うよ。いかがですか。

○教育局企画調整担当課長

かながわ教育ビジョンについてですけれども、これは平成19年に県民の皆様と幅広く論議を展開しながら、また、議会の皆様とも質疑をさせていただきながらつくったものでございます。

周知ということに関しましては、ホームページに載せる等ということで県民の皆様にも周知させていただいているところでございます。

○鈴木ひでし委員

違う、聞いているのはだからホームページではなくて、神奈川県の教育委員会としてバナーか何か一つ作って、そこから入らないと、これは分からないだろうと言っているのよ。私なんかは議会で質問するから見ているけれども、それ以外の方なんて、まず触れる機会なんてないと思うよ、かながわ教育ビジョンなんて、だから、つくりがむちゃくちゃなんだよ。どう思いますか。

○教育局企画調整担当課長

ホームページ上で分かりづらいという御指摘も頂きましたので、その辺りにつきましては工夫のほうを考えていきたいというふうに考えております。

○鈴木ひでし委員

忘れないで、課長、頼みますよ。入り方が分からない、多分、私、議員だからこれを、常任でもって話すからこれを見て、あなた方からプリントをもらうからいいけれども、一般の人は分かんよ。

その中で、課長、これを端から見ているけれども、まずはかながわ教育ビジョン、このページの「はじめに」から始まって、第2章、ビジョンの策定から、「基本理念・教育目標」っていくよね。これから何でいきなり第3章になってこんな「人づくりの視点」なんて突然出てくる。私は何を言いたいのかというと、ここに出てくる未来を拓く・創る・生きる、ああだこうだという神奈川の人づくりの中に思いやる力、たくましく生きる力、社会とかかわる力というのが命題なんだろう。そうしたならば、この次のページに何で人づくりとかいきなり出てくるのよ。具体的な各論に入るの。これに対するブレイクダウンしたものがなければおかしいだろう。そうしなかったら目指すものにならないじゃん。ビジョンだよ、あなた方が教育委員会としてやりたい、やるべきだというものを書いてあるだろう、ここ。見えないじゃん、どこにも、これ。

挙げ句の果てには4章なんて「展開の方向」だ、何を展開するの、これ。次から次と、5章は重点的な、何を重点的に見るんだよ、これ。立てつけがむち

やくちやだよ、これ。

だから、あなた方がやっているものが見えないんだ、何をしているんだか。見えないことがいいことに点検を見てみると、全部コピーだよ。4年から5年に対して、多分、私は見てない令和元年からみたいに、みんなコピーですよ、見て、端からやっていることが。私は抜本的に変えろと、このビジョンというようなものを、そして具体的な点検と結びつけたものにしない限り、あなた方に申し上げます、教育委員会がどんなに一生懸命やっても、ゴールは見えないし、何をしているのか分からない、全然。

課長さん、どう思う、あなたは見ていて、あなたがつくっている当人だろう。だって、私ら第三者から見て、本来この三つあるものに対して、それを一つ一つブレークダウンしていくんだろう、本来なら。そしてそれが今どこにいつているのかというのをするのがビジョンなんじゃないのか。だって、構想だってそうだろう、神奈川力構想だっけ、黒岩さんがやっている、あれにしたって、そこにきちとした結果が出れば、それに結びついて出ているからどうなんでしょう。これ、どこを見たって、全部いきなりあなた方が出てきている。第5章の重点的な施策、それは何に結びついているんだ、これ。私は全然理解できない。あなた方みたいな優秀な教育委員会の方々が、平気でこんなものを出しているということ自体が、私は理解できないと思いますけれども、いかがですか。

○教育局企画調整担当課長

ビジョンのつくりについてですけれども、第1章で策定の背景ですとか、第2章で基本理念・教育目標、そして今、御指摘のありました第3章、人づくり……その中で順序としましては第5章で重点的な取組ということに掲載させていただいております。全部で項目が八つありますけれども、そうしたものを一つずつここで細かく書きまして、そうしたものを県の総合計画とも連携させまして具体的な施策に落とし込んでいくということでございます。

○鈴木ひでし委員

何か分からないことを言わないで、時間がないんだから。あなた方の4章で基本方針なんていうものが出ている。これじゃないのか。では、三つの最初に出てきた2章のものは何なのだ。そしてまた五つあるものと八つの関係は何なんだ。これだけ項目をあなた方がどんどん出すから、点検が分からなくなるんだよ。どなたかきちっと答えてよ、上司の方。

○教育局総務室長

こちら教育ビジョンというのは、平成19年に神奈川のネットワークの会議の方たちと一緒につくってきたというところなんです。作成の経過等々につきましては、そういった県民の方との対話の中で作り上げてきたということが一つ、ただ、今の鈴木委員が言われたようなことがありますので、実は平成19年に、20年後を見据えてこういうのを策定していったということがございます。

20年がもう間もなくまいりますので、今、鈴木委員のほうからつくりとかそういうところ、見にくいというようなところもありますし、こういったのは県民にとって分かりにくい、伝わらないんじゃないかというようなことがございます。抜本的に20年ですと令和9年、10年、その辺りがおおむね20年とな

りますので、全面的な改定に向けては様々な構成ですとか、つくりですとか、そういったところも踏まえて検討していきたいなというふうに思っています。

その上で、点検・評価につきましては、毎年度、法律で点検・評価というのをやることになってございますので、そこの結びつきのところと、はっきりとブレークダウンできるような形、そういったところを工夫して考えていきたいというふうに思っています。

○鈴木ひでし委員

部長、そんな答弁をして大丈夫。これまた変えるのは結構、議会も絡んできたのだからけれども、多分ずっと変えてこないよ、横からみんなくつつけてつくただけだと思うよ。

ただ、私も早くあなた方がしないと困るんじゃないかという、例えば項目、例えば 22 ページの自分らしさを探求する段階とかというようなところ、6 歳から 18 歳から 22 歳まで、ここにおいて本来だったら、今、大変にセクハラの問題や性の問題が盛んになっている、この議会の中で。一つも書いてないんだ、ここに。例えば私なんかからすると、口幅ったい言い方というのは変だけれども、大切なところや、また触らせたらいけないところというようなものをきちんと認識させる、そういうのが一つもないのに、ビジョンがどんどんなっているんだ。こんな、申し訳ないけれども、幾らあなた方がつくったと言っても、今のようなことはどこにも書いてない、点検にも。私は点検と、これ両方やめると、大至急、つくりながら、つくりながら、あなた方がきっと徹夜してでもこれは早くつくらないと見た人は何なのだろうと私は思ったわけだよ。

今、部長が、これは令和 9 年、ふざけるなど、令和 9 年とか何とかなんて言っている場合ではないだろう。ビジョンとこれだけのものがあって、この問題、多くなっていて、あなた方は多くの人を使いながら、いろんな調査もやっているのだろう。そのビジョンそのもの自体に、こういうものを入れておかなければならないものが入ってない。こんな言い方はいけないけれども、バイブルであるもの自体の中に、今のあなた方が何をしなければならぬのかという明確な目標がないんだよ、この中に。だから、いつまでたつたってぐるぐる回って、各論の話だって、抜本的な問題だって解決にならないではないか。あなた方が何を目標に、それがどこまで進んで、そしてこうなったという段階というのが本来のビジョンであり、進める施策なんだろう。そうであるならば、検討というようなものについてだって、もう一度しっかりそのところを見ていかないと何もなりませんよということだけ言っておきます。

その中で、私は見えてすごく腹が立ってきたというか、とにかくこの令和 4 年も 5 年もみんなコピペなんだよ。同じことをずっと書いてある。あなたが今、ここに書いてあるのは、そうだ、法律の第 26 条によって教育委員会は毎年出さなければいけないと言うから出しているんだというものがありありな文書だ、これは。

例えば、部長、見えて私はびっくりしちゃったんだけど、例えば、17 ページ、人権教育の問題なんかについても、令和 4 年 9 月のところに出ているものと、この同じ要するに 17 ページと似通ったものに出ていると、ほぼ同じなんだ。それであなた方のつくりって私はよく分かったんだけど、それは教

育は数字ではない。だけれども、あなた方が進めてきた施策がどうだったのかという追求は何もないんだ、これを見ている。突然、令和5年になると違うものになって出ているんだ。4年にあったのはどうなったんだと、これ。どうなったとしかるべきだろう、書いてないんだ、一つも。また新たに今度はサポートブックだとか何とかと次に突然出てくるんだ。こういうつくりをいつまでもあなた方がやっているから、いつまでたっても現場の教員は分からなくなっちゃうんだよ、どういう施策なのか。

部長さん、これを見て私もああでもない、こうでもないと言わないけれども、少なくとも私が見たらコピペばかりだ。令和4年にあなた方が問題を提起した課題が、また5年に同じだと出ているんだ。何をしていたの、1年。みんな文章が、決意なんてどこでも書けるよ、あなた方神奈川県職員の方々はすごく文章がうまいから、いっぱい書くんだよ。ではそうじゃないって、私はもっと分かりやすく県民の方にこういうことをやっています、こういう結果になっていますというのを知らせるのが本来のこの26条の趣旨なんじゃないのか。そうであるならば、この数値そのもの自体を抜本的に変えなさいよ、これ二つとも。バイブルでそのもの自体で、それを検証することがこんなになるのであるならば、私はもうむちゃくちゃだと思うよ、やっていることが。大変失礼な言い方かもしれませんが、教育委員会の方々がもっと、こういう、どうも、分かるんです、人間は数字ではかるものではないということは分かります。だけれども、打った施策がどうだったのかというくらいは追いかけなくてどうするんだよ。現場の教職員の方がかわいそうだ、私から言わせれば。これもやりました、あれもやりましたから始まるんでしょう。ぜひともその辺のところを部長、よろしく願いますよ。これ、全般的なマクロとしてのお話です。

その中で私、今これを見ている、ちょっとびっくりしたというよりも、この中に二、三お話をさせていただきたいと思ったのは、この中で見ている、教職員のいろんな問題等々がある。いろんなまた逮捕されたりした不祥事もある。現場の方々からするならば、どれだけの先生方が御苦労されているのかも私はよく存じているつもりです。

ただ、私は先般から聞いていると、幹部の方々が学校の風通しのよさみたいなことを言っているけれども、本当なのかって、私は教育ビジョンの中の、あなた方が伏せたようにしか私なんかは見えないんだけど、見ていた中で驚いたのは、一番後ろのほうにあります資料1-9を見てみてください。資料1-9、この中で私は少なくとも、私が管理職だったらだよ、私も管理職をやってきたけれども、教員の日々の業務で感じていることについて例えば分析をした。そしたら8割の人が、授業や教材研究等に費やす時間がないと言っているんだ。一つ、いいですか。二つ目、教員間での仕事の分担や業務量に差がある。二つ目。三つ目が児童・生徒を理解することがこれまで以上に難しくなった。この三つを普通、管理職である方は、管理職という言い方はおかしいけれども、あなた方が教育委員会であるならば、これをブレークダウンした形でもってどうやったらいいのかという現状をあぶり出すのがあなた方の仕事なのではないのか、これ。企業ではないよ、企業ではないから、そんなことをあなたに言われる筋合いはないよと言うかもしれないけれども、教員の方がこんなに

苦しんでいらしたら、いいですか、私は言葉が過ぎたら許してください。教員間で仕事の分担や業務に差があるとかという、そういう思いがあったら、失礼ですが、管理職に対して決していい思いをしてないということでしょう。違いますか。ちょっと私はもう疲れているんですよと言っているんだ。その人に向かって、ああでもない、こうでもないと言ったからって、どうするのということ突き詰められている問題がここに書いてあるんじゃないかと私は。何でこういうところをブレークダウンしないんだ、教育委員会は。そのために多額の予算を使ってやってきて、現場につくるものではないでしょうと私は思っていることなんです。これは私の演説会みたいになっちゃって恐縮です。

なおかつ教員の方々は、左側、個人主義が浸透してきているので本当に大変だ。また、地域が安全でなくなり、子供を他人と交流させることに対する抵抗が増しているという、こういう社会状況の中にある。これを教育委員会がどのようにしていったらいいのかということを知らせずして、私は申し訳ないですけども、言葉が過ぎたら申し訳ないですけども、教育委員会がある意味はどこにあるんだと。それでこういうような分析をなぜどんどんしないのだと私は思ったわけだよ。分析をどんどんすればいいじゃない、それで現場の方々にフィードバックしてあげて、どんな問題で苦しんでいるんだとしてやるのが教育委員会なんじゃないんですか。

まだこれからあるから、ここについてひとつ感想を頂きましょうか。

○教育長

ただいまの鈴木委員のお話、大変私自身も感じるところがございました。おっしゃるとおり、まず、かながわの教育ビジョンについては平成19年に当初策定をし、その後、時代の移り変わりを一部改定という形で最新のものが令和元年であります。ただし、当時と今と世相が大きく変わっていて、当時、例えばDXにしてもなかったような言葉が新たに出てきております。ですので、私自身も教育ビジョン20年を見据えてということですが、令和9年まで引っ張るのはいささか遅過ぎるだろうという気持ちはございます。ただ、現状として今、総合計画の改定があります。また、国のほうで第4次の教育振興基本計画、これは変わったばかりですので、それとの整合を図りながらということですので、少しタイミングを見たいと思いますが、令和9年度よりは前に、少なくとも改定に向けて動き出したいと私自身は思っています。

それから、点検・評価につきましては、大変恐縮ですけども、今あるかながわ教育ビジョンの一部と新総合計画の一部、これをもって本県の、国が都道府県レベルで教育振興基本計画をつくりなさいよというオーダーに応えるために、抱き合わせで、これが本県の教育振興基本計画ですよという整理をしておりますので、それに見合った形で点検・報告をつくっております。

したがって、確かにおっしゃるとおり、昨年度、あるいはおととしと比べると平仄も表頭もほぼ同じで、内容もほとんど変わらないな、ある意味、表現は悪いかもしれませんが、毎年同じ事業をずっとやってきているという部分については、そういう評価になるかもしれません。いずれにしても、まずは私ども、県民の皆様には教育委員会がどんな仕事をやっているのか、そしてどういう自己評価をしているのか、分かりやすくしなければいけないと思

っておりますので、この辺の点検・評価のまとめ方、何もこのフォーマットでやらなければいけないということではありませんので、むしろもう少しスリムにして教育委員会はこういうことを目指して、昨年こういうことをやりました。でもまだまだこういう課題がありますということをシンプルに分かりやすく、少し改善の検討をさせていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、前例を通して、今までこうだからということではなく、変化の時代の中にあって、かながわ教育ビジョンにしても、また、教育ビジョン、プラス総合計画をベースに毎年やっている点検・評価にしても、県民の皆さんへの分かりやすさ、それから、教員が見たときに、あ、教育委員会ってこういうことをやっているなということが分かっていたいただけるような見直し、これは不断に続けていきたいと思っております。

○鈴木ひでし委員

教育長、ぜひとも、特に私がお願いしたいのは、繰り返すようですが、人間教育ですから、あなたに言われる筋合いはないという思いがあるかもしれませんが、やはりやった施策についてはどこまでいったのかということ、きちっとフィードバックを受ける、それについてよかったか、悪かったかということ、これを県民の方に分かるようにぜひともお願い申し上げたいと思います。

その中で、私はサポートブック、大変に頑張って作ってくださったなと思っておりますが、私、一、二点すごく心配になることがあってちょっと御質問をさせていただきたいと思います。

一つは、子どもサポートハンドブックに内容が書かれています。担当課長さんにちょっとお聞きしたいんですけど、1ページを開けていただくと「神奈川県の実況について」という中に、公立小・中学校におけるいじめの実況と課題というのがあって、神奈川県でも近年増加しています。その後、文章が、「学校がいじめを初期段階のものを含めて積極的に認知し、その解消に向けて取り組んだ結果と言える一方」という、結果がそれだったら減っているだろうというふうに思うんですけど、この間に何かきちっと入れるべきではないかと私は思いますが、いかがですか。細かいことで恐縮です。

○子ども教育支援課長

御指摘いただき、ありがとうございます。現在のいじめの法律上の定義につきましては、いじめる意図がその子にたとえなかったとしても、行為を受けた側が心身の苦痛を感じたら、それをすべからくいじめとして認知しなさいという形になっています。ですので、こうしたケースを含めて、学校では1件も漏らさずに積極的に認知をして指導・支援を始めるという意味で、認知件数が増加しております。

ですので、先ほど委員御指摘いただきました、学校がいじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、ここで文章を切る必要があったと考えています。その結果、その認知したいじめの解消に向けて取り組んでいますという、恐らくこういう文章で表現することが県民の皆様にも誤解なく御理解いただける表現になるかと考えておりますので、そういう部分も含めて表現のことにつきましては今後、検討していきたいと考えております。

○鈴木ひでし委員

課長、あわせて、その後に行きたいと思いますが、私、これを正直言って、全国初ということで答弁が教育長からもいろいろあって、私もそれは本当にありがたいことだなと思うんですが、本当にこのシートで、本当のいじめや不登校ということをお話するのだろうかという不安が私はすごく出てきて、後ろの課長さんから、高校かなんかでこれをやってすごい評判がよかったみたいなことを答弁があったけれども、本当なのかな。これがもし学校に行くのが楽しいとか、学校の授業が分かる、困ったことがあれば先生に相談できるという、こういうようなものを例えば、はいというふうに入れたら、指導の対象になるんだみたいなものに横になっていたら、きっと生徒は正直に書かないよ。

私をもっと心配したのは、教員向けのスクリーニングシートの中にだっていっぱい書いてあるけれども、だって毎日こんなことを学校の先生って分かっているでしょう。これによって例えばSCやSSW、この人たちと1週間に15分か何とかくらいでもってクラスに対応して、これに対して方向性を見せなさい、やれっていうことではないんだろうけれども、あまりに無謀なシステムではないのかと私は思ったということです。これは一にやられる側、やる側、書く側からしたならば、そのことによって何らかの形が私にそういう心配をされるというものであったならば、誰しもみんな自分に対する他者の評価というのは気にするわけではないですか。その中にたったこれだけの報告でもって、それも左側に、学校生活は人間関係とか自分について全部伏せて出てくるわけでしょう。これはもし生徒さんが知ったら、小学生はそんなに関係ないけれども、中学くらいになったら、何だよというふうになっていったときには、これはとんでもない問題にならないのかなとすごく私は心配した。これはいかがですか。

○子ども教育支援課長

アンケート、内部自己チェックに関しましては、これだけで子供たちの全てを分かる、または分かったというふうな認識はどの教員も持っておりません。この内部チェックは一つのツールでございまして、やはり先生方の日々の見取りや、また子供たちとの面談、そういうものを通して子供たちの状況を把握して、その把握した状況に対して適切な指導・支援を行うというふうにご考えております。また、子供たちが正直にこれを書かないのではないかとか、あろうかと思えます。ですので、各学校では全ての教員が共通認識を持った上で、子供たちにこれを実施するに当たって、例えばなんですけれども、私が教員だったときには、みんな、悩みを一緒に解決していきたいんだ、だから今の気持ちをありのままに書いてほしい。だけれども、それを書いていることが気になる子もいる。だから、それは家に帰って書いてもいいし、または必ずこの項目はみんなが書く項目を設定したから、誰かが書いているから、あ、あの子書いているとか、書いてないから、あ、あの子は書いてないなというふうには見ないでほしい。だけれども、絶対にみんなの秘密は守るから一緒に解決していこう、というような話をして実施をしてまいりました。だからと言って、すべからず全ての子が正直に書いてくれるかということは、そういうこともないと思っています。ですので、自己チェックだけではなくて、いろいろな手段を使って子供たちを理解しようということを先生方とは共有しています。

○鈴木ひでし委員

熱い課長の思いは分かるけれども、結構、私はこういうものは、わざわざまた下りてきたのかと思わないか心配しているということです。何なのかというと、不登校、それから、またいじめの問題というのは、もう究極だろうと私は思っているの。例えば、いじめそのもの自体だって、結局皆さん方だって、こういうものが出てきてもSCとかSSWって使うとおっしゃっているじゃないですか。そうであるならば、私は第三者機関としてきちっと臨床心理士とか入れたような形の外部機関に、いじめならいじめというような問題で、そういうようなものをきちっと受け止める第三者機関をつくるべきだと提言しておきますよ。今日またこれ、あえて答弁は求めません。なぜなら今、突然、私が言い出したから。

何なのかというと、私は時代がそうではないと思うのよ。学校の中で、大変言葉が過ぎたら許していただきたい。いろんな御家庭があるでしょう。いろんなお立場があるでしょう。そういう方たちに教員や学校の校長先生がそれを受けてどうするのと私はつくづく思っている。そうであるならば、神奈川県として、例えば児童相談所だって第三者機関を入れるというように答弁があったと思った。そうであるならば、私、それこそ今あったいじめの機関ということでさえ、第三者機関をきちっと持って、そこできちんとしたジャッジが専門家でもってなされていけば、どれだけ現場の教員の方々は本当にほっとするだろうかなと私は思った。逆に、現場に行くことに対するつらさが分かるかもしれないけれども、でもそれはあえていいではないですか、命を守るという観点からしたら、それが一つ。

もう一つは、私、課長、最後に御答弁いただきましたかったのは、不登校の問題なんですよ。やはり子ども家庭庁からも文科省からも出ているのは、居場所をきちっと作りなさいという指示が出ているよね、今週に。そうなってくると、私はそもそも各学校の中に、不登校の方々の居場所をつくって差し上げたらどうですかと。もちろん今、支援センターとかというのがあるでしょうけれども、そうではなくて、やはり各学校のところに、どうぞ自由に居場所があるよというところに入れて差し上げないと、昨日か、東京新聞か何かでずっとひきこもりになる方というのは、中学生からひきこもりの方が二十何パーセントと出ていたような気がしました。そういうのを見ていると、やはり小学校、中学校等々でどうか必ず出ていってその場所があるということを、フリースクールとかそんな私的なものではなくて、公がつくるべきだと、こういうふうに私は提言していくのと同時に、最後に、教育センターの所管の方、時間がなくて質問できなかったけれども、いろんな不祥事を起こした先生方、教育センターか何かでせめて、聞かないけれども、いじめや、例えばセクハラ、そして不登校のグループワークだとか、そういうような教材が本当にあるのかね、私からすると3年とか4年というような方々が、そういうところできちんと学ぶ場所というようなものを与えるのは、私は教育センターの役目だと思うよ。少なくともカリキュラムを見た感じでは私は見えなかった。これは私は、3点ばかりですけども、教育センターのもう一度在り方、カリキュラムの在り方、そして課長には各学校へのきちっとした不登校のクラス等々というようなものと、またいじ

めに対する第三者機関を一刻も早く設置してほしいということを提言して、質問を終わりたいと思います。